農地法第5条第1項第7号の規定による届出書作成要領

市街化区域内の農地を農地以外の目的に使用するとともに所有権、あるいは使用収益権等の権利を移転または設定しようとする場合に届出ていただくものです。

編纂（ホッチキス留め）して提出して頂く書類

提出部数各３部

共有地で権利者が複数いる場合は、人数分を追加してください。

それぞれの書類には、必ず前後の頁にかかるように届出者の割り印を押してください。

届出書　江別

提出部数内訳

一部・・農業委員会控え

一部・・譲渡人又は貸主控え

一部・・譲受人又は借主控え

共有の関係等で権利者が複数いる場合は、人数分を追加してください。

転用しようとする土地の筆数が多い為、「土地の表示欄」に書き切れない時は、別紙に記入して添付してください。　その場合「土地の表示欄」には、「別紙のとおり」と記入してください。

土地の表示　別紙

筆の一部を転用する場合に、届出地を特定出来る実測図を添付して頂きます。
但し、第三者に所有権を移転する場合は、実測図によらず分筆を先に行ってください。

実測図

薄く網のかかった書類等は、必要に応じて提出して頂くものです。

編纂しないで提出して頂く書類

提出部数各１部

位置図

1/50,000 程度の江別市の地図に、届出地を赤色の鉛筆等で明示してください。

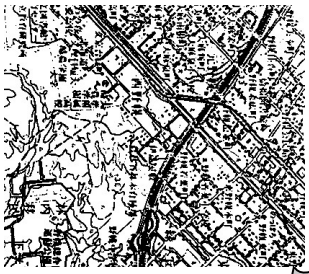

地番図に届出地を赤色の鉛筆等で明示してください。

地番図

土地登記事項証明書

３ケ月以内に交付された証明書（原本）を添付してください。

委任状

届出者が書類の提出を出来ない場合は、届出者から提出者への委任状を添付してください。

土地所有者の現住所が登記簿と異なる場合に、住所が繋がることを証する書類を提出してください。

住民票抄本等

届出に係る農地が区画整理区域内にある場合は、施行団体の仮換地証明

仮換地証明

その他必要書類

その他内容によっては提出して頂く書類があります。

その他必要書類

必要に応じて提出して頂く書類です。

提出して頂く場合	提出して頂く書類
届出地が賃貸借の目的になっている場合	農地法第１８条第１項の規定による解約等の許可があったことを証する書面又は、農地法第１８条第６項の規定による通知書の写し
届出地が土地改良区の区域内にある場合	その土地改良区に農地法第５条第１項第７号の届出をする旨の通知をしたことを証する書面
届出に係る転用行為が都市計画法第２９条の開発行為許可を必要とする場合	許可を受けたことを証する書面
その他参考資料	個々のケースで必要がある書類を提出して頂きます。

注意事項

１.届出から受理通知までに必要な日数

届出書の内容を審査し、必要事項が整っている場合は、概ね７日～10 日で「受理通知書」を交付します。

受理通知　概ね７日～10 日

２.手数料

手数料は、必要ありません。

３.他の法律との調整

(1)　開発行為の規模が 1,000 ㎡以上の場合は、都市計画法第 29 条の「開発行為の許可」が必要になります。その場合、係る開発行為が許可されてから農地法の届出を受理することになりますので、許可後に農地法の届出書を提出して下さい。

（注）1,000 ㎡未満でも許可が必要な場合がありますので、詳細については、江別市建設部開発指導課開発指導係（TEL　３８１－１０４３）にて確認して下さい。

(2)　権利移動の面積が 2,000 ㎡以上の時は、国土利用計画法第 23 条の事後届出が必要になります。係る届出については、契約日を含めて２週間以内に行わなければなりません。

（注）2,000 ㎡未満でも届出が必要な場合がありますので、詳細については、江別市企画部都市計画課計画係（TEL　３８１－１０３８）へ、お問い合わせください。

(3)　5,000 ㎡以上の面積の土地を有償で譲り受けようとする際には、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事前届出が必要になります。

（注）内容の詳細については、江別市企画部都市計画課計画係（TEL　３８１－１０３８）へ、お問い合わせください。

江別市農業委員会　事務局
〒067-8674　北海道江別市高砂町６番地
TEL:011-381-1054(直通)　FAX:011-381-1072

委任状の記載例

両当事者が届出書を提出する時以外は、委任状を提出してください。
（片方の当事者が持参する時は、もう片方の当事者の委任。第三者が持参する時は、両当事者の
　委任が必要になります。）

委任状の形式は特に定めていません。ついては、次の記載例を参考として作成してください。

委　　任　　状

代理人の住所　**江別市野幌〇×番地**

氏名　**㈱　▲▽測量**

電話　**３８４－××××**

私は、上記の者を代理人に選任し、農地法第　　条の規定による許可申請書（届出書）の提出及び許可書（受理通知書）を受領することの権限を委任します。

（あて先）江別市農業委員会会長

令和〇〇年〇〇月〇〇日

委任者　住所　**江別市美原×××番地**

氏名　**江別　太郎**　江別

委任者　住所　**江別市東野幌▽▽▽**

氏名　**野幌　次郎**　野幌

届出者の捨て印を押してください。

江別　野幌

届出書の記載例

別記３２号様式

農地法第５条第１項第７号の規定による届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）江別市農業委員会会長

事案に応じていずれかをで═══で消してください。

譲渡人~~（貸主）~~　住　　所　江別市美原××番地
職　　業　農業
フリガナ　エベツ　タロウ
氏　　名　江別　太郎　江別
生年月日　昭和２５年２月１日
電話番号　（ 011 ）384－0000

譲受人~~（借主）~~　住　　所　江別市中央町△△番地の▽
職　　業　会社員
フリガナ　ノッポロ　イチロウ
氏　　名　野幌　一郎　野幌
生年月日　昭和４５年１２月５日
電話番号　（ 011 ）382－0000

関係の無い個所を═══で消してください。

法人の場合は、主たる事務所の所在地
業務の内容、及び代表者の氏名

農地~~（採草放牧地）~~について、農地~~（採草放牧地）~~以外のものにするため、所有権~~（地上権・賃借権・使用貸借による権利・その他の使用及び収益を目的とする権利）~~を移転（設定）するので、農地法第５条第１項第７号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1.　転用のため権利を移転（設定）しようとする土地の表示及びその状況

所在	地番	地目		面積	所有者		耕作者	
		登記簿	現況		氏名	住所	氏名	住所
向ヶ丘	〇〇-×	畑	畑	330 ㎡	江別太郎	江別市美原××番地	同左	同左
			田		備考			
計			畑	330				
			採草放牧地					
			計	330				

土地の表示欄は訂正ができません。間違った時は書き直してください。

耕作者が土地所有者以外の場合には、利用収益権の解除が必要になります。

江別　野幌

2.　権利を移転（設定）しようとする契約の内容

（1）移転~~（設定）~~の時期

受理通知あり次第

（2）権利の設定については、その権利の存続期間

令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日　　ケ月

3.　転用計画の内容

（１）転用の目約

住宅建築

（２）転用の時期

ア　工事着手年月日　令和〇〇年　６月　１日

イ　工事完成年月日　令和〇〇年１０月３０日

1 号・・転用面積が 1,000 ㎡未満の時
6 号・・区画整理事業の施行として行う開発行為
その他

（３）開発許可を要しない転用行為にあっては、都市計画法第２９条の該当号

１号

（４）転用の目的に係る事業又は概要

建築物又は施設の名称	建築物総棟数又は施設の総数	建築面積又は総施設面積	所要全面積	備　　考
住宅	1	82 ㎡	330 ㎡	
計		82 ㎡	330 ㎡	

転用する全体の面積を記載してください。

（５）取水及び排水の概要

4.　転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

建築物の場合は、建築面積（1 階部分の面積）を記載してください。

5.　その他参考となる事項

売買による

参考となる事項を記載してください。

注 1. 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

2. 添付する書類及び図面

(1)　届出に係る土地の登記事項証明書

(2)　届出に係る土地の位置及び周囲の状況を表示する見取図

(3)　1 筆の土地の一部について権利を移転（設定）しようとする場合には、その土地の特定に必要な実測図

(4)　届出に係る土地が賃貸借の目的となっている場合には、その賃貸借につき、法第 18 条第 1 項の規定による解約等の許可があったことを証する書面又は法第 18 条第 6 項の規定による通知書の写し

(5)　届出に係る土地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区にその土地につき農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出をする旨の通知をしたことを証する書面

また、届出に係る転用行為が都市計画法第 29 条の開発許可を必要とする場合には、その行為につき、その許可を受けたことを証する書面

(6)　その他参考資料

3.　届出書は、譲受人（借主）1 人ごとに作成すること。この場合において共同で譲受けするときは、共同者全員ごとに作成すること。

4.　届出書及び注 2 の（3）の実測図は、3 部提出すること。

5.　注 2 の（3）の実測図以外の添付書類は、1 部提出すること。

別記３２号様式

農地法第５条第１項第７号の規定による届出書

令和　　年　　月　　日

（あて先）江別市農業委員会会長

譲渡人（貸主）　住　　所
職　　業
フリガナ
氏　　名　　㊞
生年月日　　年　　月　　日
電話番号　（　　）　　－

譲受人（借主）　住　　所
職　　業
フリガナ
氏　　名　　㊞
生年月日　　年　　月　　日
電話番号　（　　）　　－

法人の場合は、主たる事務所の所在地
業務の内容、及び代表者の氏名

農地（採草放牧地）について、農地（採草放牧地）以外のものにするため、所有権（地上権・賃借権・使用貸借による権利・その他の使用及び収益を目的とする権利）を移転（設定）するので、農地法第５条第１項第７号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1.　転用のため権利を移転（設定）しようとする土地の表示及びその状況

所 在	地 番	地　目		面 積	所　有　者		耕　作　者	
		登記簿	現　況		氏 名	住 所	氏 名	住 所
				㎡				
計			田		備考			
			畑					
			採草放牧地					
			計					

2.　権利を移転（設定）しようとする契約の内容
（3）移転（設定）の時期

（4）権利の設定については、その権利の存続期間
　　令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日　　ケ月

3.　転用計画の内容
（１）転用の目約

（２）転用の時期
ア　工事着手年月日　令和　　年　　月　　日
イ　工事完成年月日　令和　　年　　月　　日

（３）開発許可を要しない転用行為にあっては、都市計画法第２９条の該当号

（４）転用の目的に係る事業又は概要

建築物又は施設の名称	建築物総棟数又は施設の総数	建築面積又は総施設面積	所要全面積	備　　考
		㎡	㎡	
計				

（５）取水及び排水の概要

4.　転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

5.　その他参考となる事項

注 1. 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
2. 添付する書類及び図面
(1)　届出に係る土地の登記事項証明書
(2)　届出に係る土地の位置及び周囲の状況を表示する見取図
(3)　1 筆の土地の一部について権利を移転（設定）しようとする場合には、その土地の特定に必要な実測図
(4)　届出に係る土地が賃貸借の目的となっている場合には、その賃貸借につき、法第 18 条第 1 項の規定による解約等の許可があったことを証する書面又は法第 18 条第 6 項の規定による通知書の写し
(5)　届出に係る土地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区にその土地につき農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出をする旨の通知をしたことを証する書面
　また、届出に係る転用行為が都市計画法第 29 条の開発許可を必要とする場合には、その行為につき、その許可を受けたことを証する書面
(6)　その他参考資料
3.　届出書は、譲受人（借主）1 人ごとに作成すること。この場合において共同で譲受けするときは、共同者全員ごとに作成すること。
4.　届出書及び注 2 の（3）の実測図は、3 部提出すること。
5.　注 2 の（3）の実測図以外の添付書類は、1 部提出すること。

委　　任　　状

代理人の住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、上記の者を代理人に選任し、農地法第　　条　　の規定による許可申請書（届出書）の提出及び許可書（受理通知書）を受領することの権限を委任します。

（あて先）江別市農業委員会会長

令和　　年　　月　　日

委任者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

委任者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

委任者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印